



セキュリティ要件適合評価  
及びラベリング制度 (JC-STAR)  
★1 申請補足ガイダンス

令和7年3月

独立行政法人情報処理推進機構

## 目次

目次 .....	2
はじめに .....	3
1. 【★1 申請対象の考え方】 .....	4
2. 【その他】 .....	10

## はじめに

本補足ガイダンスは、★1 申請に関していただいた質問への回答等を中心に補足・追記するものです。申請に当たって参考にしてください。

### 改訂履歴

改訂日	内 容
2025.3.24	初版発行（質問 1-1～1-7、質問 2-1）

## 1. 【★1 申請対象の考え方】

### 【質問 1-1】

「申請企業」「申請代行企業」「製造事業者」「販売事業者」「実際の製造ベンダー」「OEM/ODM 製造」「部品・コンポーネントの生産会社」の違いは何ですか？

### 【ガイダンス】

**製造事業者**とは、IoT 製品に付いている「製品ロゴ」や「ブランドロゴ」、「社名ロゴ」を保有している企業のことを言います。その製品に対する最終製造責任を負っている企業のことです。

**申請企業**とは、適合ラベルの取得申請を行う IoT 製品を製造している**製造事業者**のことです。

**申請代行企業**とは、**申請企業**からの委任を受けて、適合ラベルの取得にかかる手続きを代行して行う企業のことです。

**販売事業者**とは、**製造事業者**から卸を受けて IoT 製品を販売する企業のことです。販売店や販売代理店、輸入代理店などが該当します。JC-STAR での申請において、**申請企業**になることはできませんが、**申請代行企業**になることはできます。

**実際の製造ベンダー**とは、対象となる IoT 製品を自社の工場で実際に製造している企業のことです。製造事業者の工場で製造されていれば**実際の製造ベンダー**と**製造事業者**は同じですが、そうでない場合は**製造事業者**と一致するわけではありません。

**OEM/ODM 製造**とは、対象となる IoT 製品の製造過程のすべて又は一部を別会社に委託して製造してもらうことです。これには、**ファブ工場に製造委託する場合を含みます**。OEM/ODM 製造委託をしている場合やファブ工場に製造委託している場合は、OEM/ODM 製造委託先企業やファブ工場の企業が、**実際の製造ベンダー**になります。

**部品・コンポーネントの生産会社**とは、対象となる IoT 製品に組み込まれる部品・コンポーネントを実際に作っている生産会社のことです。例えば、IoT 製品で使う通信機能部分として、別会社から通信機器モジュールの供給を受けてそのまま製品に組み込んでいる場合、そのモジュールの製造会社が**部品・コンポーネントの生産会社**に該当します。JC-STAR での申請において、**部品・コンポーネントの生産会社**の対象範囲は、チェックリストでのセキュリティ機能に関連する機能を提供する部品・コンポーネントを製造する企業とします。また、別会社からベースとなる部品・コンポーネントの供給を受けていたとしても、自社で一部でも改変をしてから製品に組み込んでいる場合には対象範囲から除外されます。

### 【質問 1-2】

申請製品の製造方法の区分での「自社工場製造」、「OEM/ODM 製造」、「自社工場製造と OEM/ODM 製造の併用」はどのように使い分ければいいですか？

また、ファブレス製造の場合は「自社工場製造」を選択すればいいですか？

### 【ガイダンス】

「自社工場製造」は、対象となる IoT 製品の製造が自社工場で完結している場合にのみに選択してください。

「OEM/ODM 製造」は、製造過程のすべてを他社に委託している場合に選択してください。ファブレス製造の場合も「OEM/ODM 製造」を選択してください。

「自社工場製造と OEM/ODM 製造の併用」は、製造過程の一部を他社に委託している場合や、自社工場と委託先工場の両方で製造している場合に選択してください。

なお、複数の事業者に製造委託している可能性があります、その場合には「最大の製造委託先」を「OEM/ODM 製造会社」とするようになしてください。

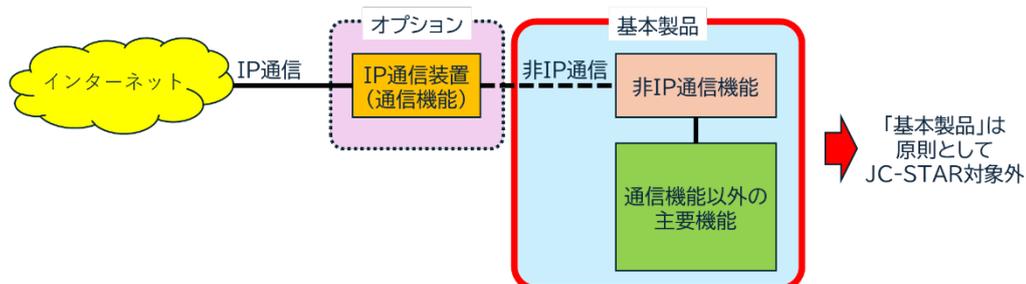
### 【質問 1-3】

- インターネットとの通信機能（IP 通信装置）の有無で製品型番を分けているケースの取扱いについて教えてください。
- IoT 製品のベース部分にはインターネットとの直接の通信機能（IP 通信装置）を有しないが、オプションとしてインターネットとの直接の通信機能（IP 通信装置）を追加できる場合の取扱いについて教えてください。
- 製品の基本機能としてはインターネットとの通信機能（IP 通信装置）を持たないが、設置業者がオプションの通信装置（IP 通信装置）を同時設置することでインターネットとの通信ができるようになる IoT 製品の場合の取扱いについて教えてください。
- インターネットとの通信機能（IP 通信装置）をオプションで有する IoT 製品の場合、通信機能ありで適合ラベルを取得すれば、通信機能なしの製品にも適合ラベルを添付できますか？

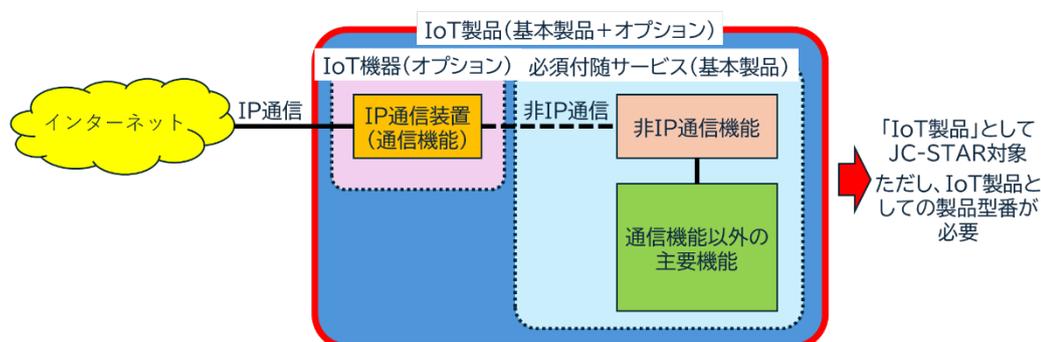
### 【ガイダンス】

製品の基本機能としてはインターネットとの通信（IP 通信）を行わず、インターネットとの通信機能部分（IP 通信装置）がオプションとなっている製品については、以下のように取扱います。

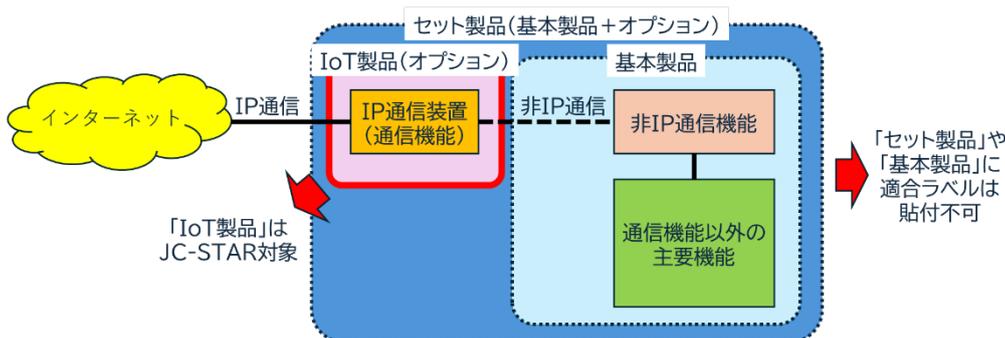
- 1) 「通信機能部分（IP 通信装置）」を含まない製品は、原則として JC-STAR の対象外です。適合ラベルを貼付することはできません。



- 2) 「通信機能部分 (IP 通信装置)」を含む形での製品 (設置業者による同時設置を含む) の場合、オプションの「通信機能部分 (IP 通信装置)」を JC-STAR 制度の中では「IoT 機器」とみなします。また、通信機能部分を除いた基本機能部分が当該製品の主機能であったとしても「必須付随サービス」と位置付けます。この場合、適合ラベルは「通信機能部分 (IP 通信装置)」を含む形で貼付することができます。
- 3) 「通信機能部分 (IP 通信装置)」を含む形での製品型番が付けられていない場合、適合ラベルを識別するための製品型番 (JC-STAR 用識別型番) を新たに設定してください (JC-STAR 用識別型番は今までの製品型番とは異なる可能性があります。その場合は対応関係がわかるようにしておいてください。なお、JC-STAR 以外で JC-STAR 用識別型番を使う必要はありません)。適合ラベル申請書には、製品型番として JC-STAR 用識別型番を記入してください。



- 4) 「通信機能部分 (IP 通信装置)」単独で適合ラベルの対象とすることができます。ただし、適合ラベルを添付できるのは「通信機能部分 (IP 通信装置)」であり、その装置を含む筐体のほうにその適合ラベルを貼付することはできません。



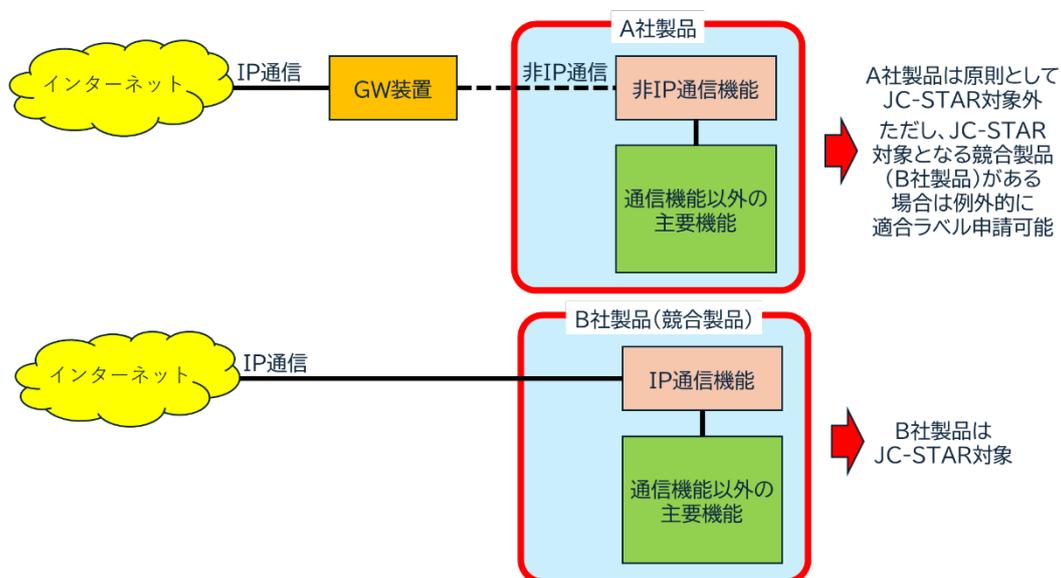
#### 【質問 1-4】

インターネットとの直接の通信機能 (IP 通信機能) を持たず、別途 GW でプロトコル変換してインターネットと通信を行う場合、適合ラベルが取得できますか？なお、他社の同種の IoT 製品では、インターネットとの直接の通信機能 (IP 通信機能) を持つものがあります。

### 【ガイダンス】

インターネットとの直接の通信機能(IP通信機能)を持たない製品は、原則として JC-STAR の対象外です。ただし、インターネットとの直接の通信機能 (IP通信機能) を持ち、JC-STAR の対象となる競合製品が存在する場合には、例外的に適合ラベルの申請を可能とします。

これは、製品間で JC-STAR の対象となるものと対象外のものが混在する場合、「JC-STAR の対象外なので、適合基準を満たしているかにかかわらず適合ラベルを取得できない」ケースと「JC-STAR の対象だが適合基準未達で適合ラベルを取得できない」ケースの区別が簡単にはできないことが予想されるためです。そこで、誤認を避ける意味で、前者のケースによるビジネス上の不利益を防止するための例外的措置と位置付け、原則的には JC-STAR の対象外であっても、ビジネス判断で適合ラベルの申請を可能としています。



### 【質問 1-5】

- 出荷済み製品に対してファームウェアをアップデートすることで★1 に適合する場合、★1 に適合するファームウェアバージョンでラベル申請をすればよいでしょうか？ また、この場合、どんな点に注意すればよいでしょうか？
- 適合取得した製品と同一製品（ファームウェアは取得前の版数）が既に出荷されている場合、適合取得した際申請したファームウェアにファームアップすれば、製品にラベル貼り付けがなくとも実態として★1 認定されていることとなるでしょうか？

### 【ガイダンス】

適合するファームウェアバージョンで申請してください。なお、ファームウェアをアップデートしないと適合にならない製品がすでに出荷済みの場合には、申請書の「ファームウェア名・バージョン名」に「(xxxx年x月までに/バージョンxxxを使っている) 出荷済み製品についてはアップデートの必要あり」旨の追記をしてください。

また、★1取得前のファームウェアの版数を使っている製品は、ファームウェアのアップデートをすることを条件に★1適合になりますので、それらの製品に対する適合ラベルの表示に当たっては「ファームウェアのアップデートが必要」な旨の注釈を一緒にしてください。ファームウェアのアップデートをしないままでも★1適合だと誤解されないように表示することが必要です。

なお、IPA としても製品情報ページでのセキュリティ情報にその旨を記載します。

#### 【質問 1-6】

利用する OS に予めインストールされているアプリケーション群やユーザが自由にインストールするアプリケーション群は、IoT 製造ベンダーのコントロール外でソフトウェアアップデートを行う事が可能な仕組みを有しており、所謂「守るべき情報資産」を有しているか、それらを適切な技術で保護しているか、適切にアップデートされるかなどの証跡すべてを把握することは困難であると考えられます。このようなアプリケーション群の組み込みが可能な製品の場合、どのような扱いになるのでしょうか。

#### 【ガイダンス】

JC-STAR での原則的な考え方は、インストールできるアプリケーションを IoT 製造ベンダーがコントロールしている場合を対象とします。これは、本制度での対象となる製品の考え方である「後からアップデート以外の手段でセキュリティ対策を追加することができない」との条件を踏まえています。したがって、インストールできるアプリケーションを IoT 製造ベンダーがコントロールしていない製品は、原則として JC-STAR の対象外です。

なお、質問 4 と同様、インストールできるアプリケーションを IoT 製造ベンダーがコントロールをしているか否かの違いにより、外見上は同じに見える製品だが「対象だがラベルを取っていない」製品と「対象外なのでラベルが取れない」製品が混在し、その両者が区別できないケースが存在する事例の場合、例外的に IoT 製造ベンダーの判断で「本来は対象外だが、対象としてラベル取得してもよい」ということにしています。

ただし、質問 4 と異なる点は、この場合には、インストールされるアプリケーション群に対して必要な対策が取られているかを IoT 製造ベンダーが管理していないことを明確に利用者に伝える必要があることです。したがって、利用者が容易に確認できる場所に、「インストールするアプリケーションが守るべき情報資産を有しているかどうかについての確認や必要な対策が取られているかの管理については本適合ラベルの対象外であり、利用者自身が安全性を確認する必要があります。」等、IoT 製造ベンダーとしてどこまで確認・管理しており、どこから先が利用者の責任になるのかといった責任分界点及び利用者が行うべき行為等の注意喚起を明示することが必要です。

#### 【質問 1-7】

1. IoT 製品中にすでにインストールされているセキュリティ機能を持つソフトウェアを利用者自身がアップデート（アクティベート）して使うことはセキュリティ機能を利用者が追加できることになりますか？
2. ソフトウェア、ファームウェアのアップデートにより新しいセキュリティ機能が追加されることは、後からのセキュリティ機能の追加と考えるべきですか？

#### 【ガイダンス】

どちらにも共通することですが、IoT 製造ベンダーの管理下で提供されるソフトウェア・ファームウェアはどちらも「利用者によるセキュリティ機能の追加」とはみなさず、「具備された（具備される）セキュリティ機能」とみなします。

1.について、IoT 製造ベンダーが直接関知しない、サードパーティのソフトウェアを試供品として IoT 製品に搭載されているケースであるならば、厳密な意味で言えば「利用者によるセキュリティ機能の追加」に当たります。その意味では、そのようなソフトウェアが搭載されている IoT 製品は「JC-STAR の対象外」となります。

ただし、サードパーティのソフトウェアが搭載されていない製品、あるいは試供品として IoT 製造ベンダーの管理下で搭載されるもの以外のソフトウェアが利用できない製品は「JC-STAR の対象」となるため、定義上は JC-STAR の対象外であったとしても、例外的に適合ラベル申請ができる可能性があります。

## 2. 【その他】

### 【質問 2-1】

IoT 製品のファームウェアや製品アプリ等のバージョンアップ時は、更新申請が必要になるのでしょうか？また、ファームウェアや製品アプリ以外の部分(OS のセキュリティパッチやコンポーネントのバージョンアップ) で変更が生じたときも、更新申請が必要になるのでしょうか？

### 【ガイダンス】

★1 の申請で利用するチェックリストの項目の判定結果に影響がなければバージョンアップしても適合ラベルはそのまま有効です。更新申請や再申請は不要です。

なお、チェックリストの判定結果に影響があった場合は、サーベイランスフェーズに入ります。サーベイランスの結果、許容となれば適合ラベル継続、不許容となれば適合ラベル失効（自主取下扱い）となります。失効した場合、その後の対処については IoT 機器ベンダーの判断となります。